

外商投資法施行の立法的背景・意義と課題

徐 治文

The Background and issues of The Foreign enterprise investment law

Zhiwen XU

Otemon Business Management Review, Vol.26, No.1

外商投資法施行の立法的背景・意義と課題

徐 治文

一 はじめに

中国では1979年7月8日に中外合資経営企業を規制対象とする「中外合資経営企業法」が公布・施行された。それから40年余りの間、「中外合資経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」およびそれぞれの「実施条例・細則」等によって構成される外商投資企業法（以下では三資企業法と略称する）は、次第に整備・適用されてきた。そして外商投資企業の設立は、2018年12月現在、累計で90万725社に達し、累計の実際利用金額で2万1492.2億米ドルとなった⁽¹⁾。

2019年3月15日、第13回全国人民代表大会会議で「中華人民共和国外商投資法」（以下では外商投資法と略称する）が可決され、今年1月1日に施行されている。また、2019年12月12日、中国國務院常務會議で「中華人民共和国外商投資法実施条例」も可決され、2020年1月1日に施行されている。外商投資法および外商投資法実施条例の施行により三資企業法が全面的に廃止された⁽²⁾。

本稿は、外商投資法の立法的背景・意義と課題を検討することを目的とする。本稿の検討手順として外商投資法の沿革・立法的背景（二）、外商投資法施行の意義（三）、外商投資法の課題（四）の三つの部分に分けて述べることにする。

二 外商投資法の沿革・立法的背景

（一）三資企業法の整備・改正及び廃止

1 改革開放初期における三資企業法の整備

「中外合資経営企業法」（以下、「合弁企業法」と略称する）が改革開放政策の実施直後の1979年7月

8日に公布、実施された。また、「中外合作経営企業法」（以下、「合作企業法」と略称する）は、合作企業がその設立、変更、終止及び経営活動の中で発生する様々な権利義務関係を調整する法規範の総称である。その基本的な枠組は、1988年4月13日に公布、実施された「合作企業法」を中心に「合作企業法実施細則」、「外商投資企業清算弁済法」、「國務院の外商投資の奨励に関する規定」など合作企業に関連する行政法規によって構成されていた。さらに外資企業法の基本的な枠組は、1986年4月12日に公布、実施された外資企業法を中心に「外資企業法実施細則」、「外商投資企業清算弁済法」、「國務院の外商投資の奨励に関する規定」など外商独資企業に関連する行政法規によって構成されていた⁽³⁾。

三資企業法の整備は、計画経済体制から社会主義市場経済体制への移行という特殊な歴史時期において外商投資企業と内資企業の区分立法を行い、「奨励と制限の結合」という社会主義計画経済体制時の立法思想、立法理念のもとで展開されてきた。つまり、外商投資企業に対する奨励的、優遇的規定を設ける一方、企業の設立・運営などに対する審査認可制を採用し、その内部関係を厳しく制限する強行法規も数多く存在するという二重的構造は、三資企業法の重要な特徴の一つであった⁽⁴⁾。

2 WTO加盟と三資企業法の改正

中国の立法機関は1990年代末、ウルグアイ・ラウンド交渉の際、既に一旦中国が正式にWTOに加盟すると三資企業法規定の一部がWTOのTRIMs協定に抵触する恐れがあり、TRIMs協定を遵守するために三資企業法の改正を行わなければ

ならないと意識し始めた。しかし、積極的に外国直接投資を誘致しながら、国際競争力の弱い国内産業も保護する必要があることなどを背景に発展途上国の中国にとって急速に外商投資企業の経営自主権を制限する諸関連規定を改正、あるいは廃止することは、避けなければならなかった⁽⁵⁾。1990年代後半に入ってから中国経済の順調な発展、外貨準備高の増加、企業制度改革の進展、特中国のWTO加盟の見通しがある程度立ってから立法機関は、本格的に三資企業法の改正作業を着手した。

「外資企業法」と「中外合作経営企業法」がともに2000年10月31日に改正され、同日に実施された。その翌年3月15日に「合弁企業法」も改正、実施された。この三つの法律の改正に伴い、2001年にそれぞれの「実施細則」も改正、施行された。

3 2008年新企業所得税法の制定・施行

外資誘致への国際的競争を背景に中国でも外国直接投資を誘致するために1986年に「国务院の外商投資の奨励に関する規定」が公布、実施され、1991年に「外商投資企業及び外国企業所得税法」（以下では涉外税法と略称する）が公布、実施された。また、同年に「外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」も実施された。そのほかに各省、直轄市、自治区及び経済特区においても外商投資企業に対する優遇措置を内容とした地方法規が数多く制定、実施された。WTO加盟後、中国では優遇税制を中心とする外商投資企業に対する奨励的規定についてどのように改正されるべきかをめぐり、法理論的に様々な議論が行われた。

優遇税制廃止説によれば、TRIMs協定第2条は包括的規定と列挙的規定によって構成され、TRIMs協定付属書も主に現地調達要求、外貨均衡要求、及び輸出義務などの制限的な貿易関連措置を例示している（2条2項、付属書例示表）が、列挙的規定以外の貿易関連措置、例えば外商投資企業に対する優遇措置でも内国民待遇原則に反して貿易に悪影響を与える恐れがある場合に、TRIMs協定に違反すると拡大解釈できるということでした⁽⁶⁾。優遇税制廃止説は、優遇税制に絡む外商投資

企業の関連規定がWTOの自由貿易や公平競争の原則に適合せず、国際貿易秩序に影響や危害を与える恐れがあるためにWTO加盟後、中国は国際法上の義務を履行し、WTOの規則と抵触する、あるいは抵触する恐れのある優遇税制規定をすべて廃止、または改正すべきであると強く主張した⁽⁷⁾。結局、中華人民共和国企業所得税法は、2007年3月16日に公布され、2008年1月1日より施行された。この統一した新企業所得税法の施行に伴い、1991年4月9日に第7回全国人民代表大会第4次会議で採択された『中華人民共和国外商投資企業および外国企業所得税法』および1993年12月13日に国务院が發布した『中華人民共和国企業所得税暫定条例』は同時に廃止することになった。新企業所得税法の規定では原則としてこれまでに外商投資企業のみにも適用されていた優遇税制規定が撤廃され、外商投資企業も中国内資企業も一律的に25%の企業所得税税率を適用することになった（企業所得税法第4条）。

4 2016年三資企業法の改正

全国人民代表大会常務委員会は2016年9月3日に外商投資企業を対象とした三資企業法、すなわち「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」および「外資企業法」という三つの法律と台湾資本の企業を対象とした「台湾同胞投資保護法」の計4つの法律改正案を可決した。そして改正三資企業法が2016年10月1日より施行されていた⁽⁸⁾。改正合弁企業法第15条の規定によれば、合弁企業を設立する場合は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に該当しなければ、合弁各当事者の締結した合弁協議、合弁契約、会社定款および合弁期間などについて審査認可事項ではなくて届け出管理体制を適用するとされていた。また、改正合作企業法第25条の規定によれば、合作企業を設立する場合は外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に該当しなければ、中外合作企業の設立申請、合作期間内に合作企業契約の重大な変更および合作期間の延長などについて審査認可制から届け出管理体制を適用するとされていた。さらに改正外資企業法第23条の規定によれば、外

資企業を設立する場合は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に該当しなければ、外資企業設立の審査・認可手続、外資企業の分割、合併その他重要な変更および外資企業の経営期間などについては審査認可事項ではなく届け出管理制度を適用するとされていた。三資企業法改正後、2016年10月8日に商務省の「外商投資企業の設立および変更の届けによる管理に関する暫定弁法」も公布され、同日より施行されていた⁽⁹⁾。

（二）内資企業法の整備及び改正

（1）会社法の制定・施行および改正

中国では有限責任会社および株式会社を規制対象とする会社法が1993年12月29日に公布され、1994年7月1日より施行されてから25年余りが経過した。その間に中国会社法は、5回の改正が行われ、特に2005年および2013年の改正では会社定款による私的自治を認める任意規定の増加、会社設立の準則主義の容認および最低資本金規制の撤廃など歴史的な大改正を成し遂げた。

1 1993年中国会社法の制定・施行

1993年以前、中国では社会主義計画経済体制のもとで企業は、主に国有企業（全人民所有制企業）という企業形態で営まれていた。1993年の中国憲法の改正で中国の経済体制は、社会主義計画経済体制から社会主義市場経済体制に移行した（憲法7条）。その社会主義市場経済体制に対応するためには近代的企業形態である会社制度を整備することが必要であった⁽¹⁰⁾。そして中国会社法は、現代企業制度を建設する必要に応えるため、会社の組織と行為を規定し、会社、株主及び債権者の合法的な利益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づいてこの法律を制定する（会社法1条）という立法趣旨のもとで1993年12月29日に公布され、1994年7月1日より施行された。会社法の施行で中国において有限責任会社および株式会社という二つの企業形態も法的に承認された。

2 中国会社法の改正

a 1999年会社法第一回改正

1993年会社法では、国有独資会社に対する国の管理監督権について国家が授権した機構若しくは国家が授権した部門は、法律と行政法規の規定に従い、国有独資会社の国有資産を監督し、管理するという簡単な規定のみが設けられた（会社法第67条）。1999年改正会社法第67条では、国有独資会社の監査役会について下記のように定めていた。

① 国有独資会社の監査役会は、主に国务院、または国务院が授権した機構、部門が任命派遣した人員により構成され、かつ会社従業員の代表が参加すること、② 監査役会の構成員は、三名を下回ってはならず、監査役会は、本法第54条第1項第1号及び第2号に定める職権及び国务院の定めるその他の職権を行使すること、③ 監査役は、取締役会会議に列席すること、④ 取締役、支配人および財務責任者は、監査役を兼任してはならないこと。また、ハイテク技術産業の発展を促進し、ハイテク技術関連企業が証券市場での直接融資を行うことに支持するために1999年会社法では「ハイテク企業に属する株式会社は、発起人が知的財産権及び非特許技術のより出資する金額が会社登録資本に占める比率、会社の新株発行及び株式上場の申請条件は、国务院が別途に規定する」という内容が追加された（229条2項）。

b 2004年中国会社法の第二回改正

1993年会社法では株式の発行価額について額面金額を超過する価格を株券の発行とするには、国务院証券管理部門の承認を得なければならないとされていた（第131条2項）が、2004年の改正によって上記第131条2項の内容が削除された。

c 2005年中国会社法の第三回改正

2001年のWTO加盟以後、社会主義市場経済体制の確立に対応し、国際的な慣習にも適応対応するためには、中国ではより抜本的な会社法改正を行うことが必要であった⁽¹¹⁾。会社組織および行為を規範化し、会社、株主および債権者の適法的な権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、本法を制定する（1条）という立法目的のもとで2005年10月27

日に第三回改正中国会社法が公布され、2006年1月1日より施行された。2005年中国会社法改正の特徴は、主に以下のようなことであった。まず、会社定款による私的自治が認められ、会社法における任意規定、特に有限責任会社に関する任意規定の数が大きく増加された。さらに会社設立に関しては、幅広く設立準則主義の採用が容認され、最低資本金規制も大幅に緩和された。また、会社訴訟関連の規定を充実させ、司法による事後的救済制度を整備するという改正も行われた。結局、2005年会社法改正は、新たに増加した条文、41か条で削除した条文も46か条に達し、そして内容を改正した条文137か条となる会社法制定以来の大改正であった⁽¹²⁾。

2005年会社法改正における規制緩和の法理論的根拠について中国では学説上、以下のように解されている。2005年会社法改正作業グループ構成メンバーであった中国政法大学の趙旭東教授は1993年会社法の限界および問題点について以下のように理論的に主張している⁽¹³⁾。つまり、1993年会社法は、法規制理念としておもに取引安全の保護や社会経済秩序の維持に強い関心を持ち、禁止、制限および管理を強調する明確な傾向性を示す一方、会社当事者への支持、励ましおよび誘導を無視している。そのために会社法の規制構造は、過度な硬直性と強行法規性を示し、しかるべき柔軟性と任意法規性に欠けている。換言すれば、1993年会社法の最大の欠陥は、強行法規が多すぎて任意規定が不足しているということである⁽¹⁴⁾。さらに会社法の新しい規制構造に関連して次のよう

会社法理論も展開されている。すなわち、任意法規を設計する出発点は、会社当事者の意思を尊重した上で会社運営を行うための模範的規則を提供すべきである。その理論的根拠は、以下のように展開されている。つまり、株主は、自分自身の利益には強い関心を持ち、会社の事項に対して直接に関与している。そのために会社および株主の利益に対する保護は、主に自由意志のもとでの株主による私的自治・協議によって実現されるべきである。株主は、自己利益所在の最善の理解者で会社設立や会社定款制定への参加、議決権の行使な

どを通じて自己の意思を表明し、適切な選択をする十分な機会を享有する。したがって会社法は、会社当事者の私的自治の権利を奪って、過剰に制限すべきではないということである⁽¹⁵⁾。

d 2013年中国会社法の第四回改正

会社設立のハードルを引き下げ、中小投資者の負担を軽減し、会社参入の利便を図るという規制理念のもとで2013年に中国会社法の第四回改正が行われ、2014年3月1日より施行された。2013年中国会社法改正の主な特徴は、主に以下のようなことであった。まず、会社の登録資本制度についてはこれまでの払込登録制から引受登録制に変更された。さらに有限責任会社のみならず一人有限責任会社及び株式会社に関してもその最低資本金規制が廃止された⁽¹⁶⁾。また、改正法は、登録資本の登記条件を緩和するとともに、登記事項及び登記書類をも簡素化するなど会社登記の関連規定を規制緩和した。最後に、以上の法規制の緩和に伴い、取引安全を保障するために、会社信用関連の情報開示制度を整備し、会社の自主的管理を強化し、企業に対する事後的監督を強化するという改正も行われた。

e 2018年中国会社法の第五回改正

2018年10月20日に第13次全国人民代表大会常務委員会第6回会議で会社法第142条の改正案は、可決され、施行された。会社の自社株式の買い戻しについて改正会社法第142条の主な内容は、下記の通りである。会社は、自社株式の買い戻しをしてはならない。ただし、下記の状況の場合を除く。

- 1 会社登録資本の減少
- 2 当該会社の株式を所有しているその他の会社との合併
- 3 自社株式の買い戻しに従業員持株計画又は株式激励計画に使うこと
- 4 株主が株主総会で可決された、会社合併・分割の議決について異議があり、会社に対して株式の買い戻しを請求する場合
- 5 株式を上場会社発行の転換株式権付きの社債に使う場合
- 6 上場会社が会社価値及び株主の利益を維持するのに必要な場合

2 組合企業法の制定・施行および改正

組合企業とは自然人、法人及びその他の経済組織が組合企業法に基づき中国国内において設立する有限組合企業と無限組合企業である（組合企業法第2条）。組合企業については、1986年に民法通則において組合理型連合経営関連の規定が設けられ、1988年に制定された私営企業暫定条例においても組合企業関連の規定が定められた⁽¹⁷⁾。そして1997年2月23日に、第8回全国人民代表大会常務委員会第24回会議で組合企業法が可決され、施行された。また、2006年8月27日に、第10回全国人民代表大会常務委員会第23回会議で組合企業法の改正案が可決され、2007年6月1日より施行された。

三 外商投資法施行の意義

1 三資企業法の廃止・外国投資法立法の理論的根拠

中国商務省は、2015年1月19日に「中華人民共和国外国投資法（草案意見聴取稿）」を公布し、公に意見聴取すると公表した。中国では外商投資企業法改正の方向性や「中華人民共和国外国投資法（草案意見聴取稿）」について様々な議論が行われていた。三資企業法を廃止したうえで統一した外商投資法を立法化すべきという法理論は以下のように展開されていた。改革開放の初期段階で制定された三資企業法は、中国における外商投資の利用の法的基礎を築き、改革開放の歴史的進展を推進するために重要な役割を果たしてきた。しかし、国内外における状況の変化に伴い、現行の三資企業法は、既に全面改革の深化とさらなる対外開放の拡大のニーズに対応することが難しくなっている⁽¹⁸⁾。また、三資企業法の問題点・限界や外国投資法立法化について以下の三つの理由が挙げられている。第一に、三資企業法によって確立された現行審査認可制は、開放型の新経済体制構築のニーズにもう適応できず、市場活力の促進と行政機能の転換に利しない。第二に三資企業法における企業組織形態、経営活動等の関連規定は、会社法等の関連規定との間には重複、または抵触的な規定が存在する⁽¹⁹⁾。最後に外国資本による企業

買収・合併、国家安全審査等に関連する重要な法整備は、外国投資の基礎的法制度へ吸収し、さらなる改善を行う必要がある⁽²⁰⁾。

2 審査認可制から届出管理制への移行

会社の設立・運営などについて審査認可制から届出管理制への移行は、外商投資法の重要な特徴の一つである。中外合弁企業法第1条では中華人民共和国は国際的協力及び技術交流を拡大するために外国の会社、企業及びその他の経済組織または個人が平等互恵の原則にも基づき中国政府の認可を経て中国国内において中国の会社、企業またはその他の経済組織と共同で合弁企業を設立・運営することができるとされていた。これに対して外商投資法第2条3項では本法がいう外商投資企業とは、全部もしくは一部について外国投資家が投資し、中国法に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業を指すとされている。そして2020年1月1日より施行された外商投資法および外商投資法実施条例では、「三資企業法」という外資投資管理体制が全面的に廃止とされ、参入前の内国民待遇およびネガティブリストの管理体制が採用されている。つまり、外資企業を設立する場合は、ネガティブリストに該当すれば、審査認可事項については審査認可管理体制を適用するが、ネガティブリストに該当しなければ、審査認可事項については届け出管理制を適用するとされている（外商投資法第4条）。また、外商投資法の立法化に先立って中国会社法は2005年および2013年の大改正で定款による私的自治を認める任意法規を増加し、会社設立の行政認可規制を撤廃し、会社の最低資本金規制を原則的に廃止し、会社設立・登記手続も簡素化にするなど「入り口での法規制」を大幅に緩和した⁽²¹⁾。

3 知的財産権保護等の強化

知的財産権保護の強化も外商投資法の重要な特徴の一つである。知的財産権保護の強化について外商投資法は、下記のような手当てを行った⁽²²⁾。

第一に知的財産権保護に関する規定を定めた。外商投資法第22条1項では、「国は外国投資家およ

び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関係権利者の合法的権益を保護する。知的財産権の侵害行為に対しては、法に基づき厳格に法的責任を追及する」とされる。また、外商投資法实施条例第23条も「国は知的財産権侵害行為に対する処罰に力を入れ、継続的に知的財産権に係る法執行を強化し、知的財産権のスピーディーな協同保護メカニズムの構築を推し進め、知的財産権紛争の多様化解決メカニズムを整備し、平等に外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を保護する。」とされる。

第二に強制的技術移転の禁止に関する規定も設けた⁽²³⁾。外商投資法第22条項では、「国は外商投資の過程において、自由意志の原則および商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則を遵守し平等に協議して確定する。行政機関およびその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない。」とされる。さらに外商投資法实施条例第24条は行政機関（法律、法規にて権限を付与した公共事務を管理する職能を備えた組織を含む、以下同じ）及びその職員は行政許可、行政検査、行政強制及びその他の行政手段を利用し、外国投資家、外商投資企業に対し強制的にもしくは形を変えて強制的に技術を譲渡させてはならない。」とされる。

第三に強制的技術移転の禁止違反に関する責任規定を定めた。外商投資法实施条例第43条では行政機関及びその業務人員が行政手段を利用して強制又は形を変えた強制により外国投資者、外商投資企業が技術譲渡をしたときは、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対し法により処分をするとされる。

三資企業法は、外商投資企業設立際の「入口での規制」、つまり厳格な審査認可制を規定していた。今回の外商投資法は、外商投資企業設立の行政審査認可規制を原則として廃止させ、企業設立・変更手続も簡素化にするとともになど知的財産権保護を具体的に強化したことは理論的にも実務的にも評価されるべきであろう⁽²⁴⁾。

四 外商投資法の問題点と課題

1 外商投資企業の組織形態の変更と会社法等の適用問題

外商投資法は、外国投資企業の組織形態および経営活動を主要な規制対象とせず、外資投資企業の組織形態および経営活動に関しては内外資企業平等の原則に基づいて統一的に会社法の規定を適用すると定めた⁽²⁵⁾。外商投資法では外商投資企業の組織形態、機関構成およびその活動の準則には、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」等の法律の規定を適用する（第31条）とされ、三資企業法廃止の経過措置として本法施行前に三資企業法に基づき、設立された外商投資企業については、本法施行後五年間、元の企業組織形式等を引続き留保することができる（第42条2項）とされる。また、外商投資法实施条例も外商投資法施行前、三資企業法に基づき設立された外商投資企業は外商投資法施行後5年間（つまり2024年12月31日までに）、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国組合企業法」等の法律の規定に基づくその他の組織形式、組織機構等に調整し、かつ変更登記ができ、現在の企業組織形式、組織機構等も継続、保留することもできるとされ、2025年1月1日から法に基づき組織形式、組織機構等の調整をしていないかつ変更登記をしていない現有外商投資企業について市場監督管理部門はその他の登記申請を処理せず、かつ関連する状況を公示する（第44条）とされる。

従来、三資企業法は、外商投資企業に対して内資企業と異なる規定を設け、製品の輸出許可や原材料の輸入許可など当時の国有企業、集団所有制企業が享受できない一部の経営自主権も認めた。例えば、「外資企業法」は、外資（独資）企業は、企業の組織機構について内資企業の経営体制に制約されず法律の認める範囲内において企業の組織機構を自由に設置できると規定した（外資企業法11条）。しかし、三資企業法の廃止・外商投資法の施行にともない、今後は中国において外商投資企業の新規設立はもちろん、既存の外商投資企業も会社法などを適用して会社の内部組

組織の設置、または会社組織の変更をしなければならない。外商投資企業が有限責任会社という企業形態を選択した場合は、原則として株主会、取締役会・取締役会長、監査役または監査役会を必要な組織機構とし、取締役副会長・総支配人などを任意の組織機構として設置する必要がある（会社法36条、44条、49条、51条、株主の人数が少なく小規模の有限責任会社の場合、例外規定がある）⁽²⁶⁾。会社が営利性を目的とする企業組織である以上、厳しい市場競争の中でより低い「取引費用」で企業活動を容易に行うことは会社存続の基本条件であり、会社法が一律で強制的に会社の組織及び行為を規制し、会社関係者の利害対立を訴訟制度によって処理することにかかる手続、時間及び金銭、つまり「取引費用」の増加や「効率性」・競争力の低下という問題も無視すべきではないであろう⁽²⁷⁾。有限責任会社の内部関係に限定すれば、公平性という価値規範や第三者の利益を損なわない限りにおいて会社関係者が自ら自由に選択できる任意規定によって構成されるべきであり、特に株式の自由譲渡を制限される非公開会社に関して任意法規をより多く増加すべきであろう⁽²⁸⁾。中国会社法は今後の改正で有限責任会社のみならず、株式会社に関しても任意法規を増やすべきであろう。

2 外商投資の新規参入に対する国家安全審査制度

外商投資法は国家安全審査制度も新設し外国投資者、外国投資企業の投資および経営活動に対する監督検査の内容も取り入れ、日常的な監督管理を強化する規定も設けた。例えば外商投資法は、国は外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響を与える、もしくは影響を与え得る外商投資に対し安全審査を行うとされ法に基づき下した安全審査決定は、最終決定とする（第35条）とされる。

第35条規定の制定は、近年世界各国が外商投資に対する安全審査を強化しているという背景にある。また、第35条の規定は、外商投資に対する安全審査について一般的な規定のみを定めているため今後より具体的な関連法規が制定される可能性もあると考えられる⁽²⁹⁾。

五 結に代えて

以上のように本稿は、外商投資法の沿革・立法的背景、外商投資法施行の意義及び外商投資法の課題を中心に検討してきた。

中国の立法機関は社会主義市場経済体制の改革深化および経済のグローバル化の進展に伴い、「三法合一」、つまり外資企業法、中外合資経営企業法および中外合作経営企業法という三つの法律を統合、廃止し、統一した外商投資法を遂に制定・公布・施行した。また外商投資企業にも適用される中国会社法も2005年および2013年の大改正でアメリカ会社法の影響を受けて会社設立準則の準則主義を採用し、会社定款による私的自治の範囲を広げ、事前規制から事後規制への方向転換を示している。そのために会社の組織・経営に関しては多くの事項が人民法院による事後的救済に委ねられていると考えられる⁽³⁰⁾。事後的な救済や会社諸利害関係者の公平な利害調整という視点では人民法院は、外商投資企業の定款・契約を解釈・判断したり、それを監督・履行させたりして外商投資企業をめぐる当事者間の利害関係を調整し、外商投資者の利益保護に重要な役割を果たすと考えられる⁽³¹⁾。つまり、裁判の独立性・公正性、人民法院の監督および判断能力は、非常に重要な問題であり、特に中国会社法の問題点・課題を客観的に検討することは、人民法院の対応能力という重要な視点を抜きにして適切な結論が得られないと考える⁽³²⁾。今後は、実証的研究という研究方法で会社法関連の最高人民法院の司法解釈や人民法院の裁判例を研究しながら中国会社法の変化と課題を検討していきたい。

参考文献

- (1) 中国外資統計公報2019 <http://search.mofcom.gov.cn/swb/searchList.jsp>2020年5月24日最終確認)
- (2) 外商投資法第42条
- (3) 徐 治文「現代中国ビジネス法」法律文化社（2005年）8-9頁。

- (4) 芦回星主編「中国外商投資法問題研究」法律出版社, 2001年11頁、孔庆江「中国外商投資法与相关法律的衔接与协调」上海对外经贸大学学报2019年第3期7-8頁。
- (5) 劉筍「WTO法律規則体系对國際投資法的影響」中国法制出版社, 2001年108頁。
- (6) 劉劍文・楊漢平主編「非公有制企業法律保護」西苑出版社, 2001年244頁。
- (7) 劉文華主編「WTO与中国企業法律制度的衝突与規避」中国都市出版社2001年482頁。徐治文「グローバル化と中国外商投資企業法」西村幸次郎編著「グローバル化のなかの現代中国法」成文堂, 2009年188-192頁。
- (8) 孔庆江「关于中国外商投資法立法过程及其重大问题的初步解读」国际贸易问题2019年第3期2-3頁。
- (9) 崔凡・蔡开明「中国外商投資法初探」上海对外经贸大学学报2019年第3期15-18頁。
- (10) 徐 治文「中国におけるコーポレートガバナンスの現状と課題」九大法学69号（1995年）8頁。
- (11) 周劍龍「コーポレートガバナンスと中国会社法」「グローバル化と中国外商投資企業法」西村幸次郎編著「グローバル化のなかの現代中国法」成文堂, 2009年97頁
- (12) 趙旭東主編「新公司法制度設計」法律出版社, 2006年序
- (13) 趙旭東主編「公司資本制度改革研究」法律出版社, 2004年12頁
- (14) 趙旭東主編「新公司法制度設計」法律出版社, 2006年357頁
- (15) 劉俊海「現代公司法」（第三版）法律出版社, 2015年133-137頁
- (16) 范健「公司法」（第4版）法律出版社, 2015年64頁
- (17) 徐 治文「現代中国ビジネス法」法律文化社（2005年）137-138頁
- (18) 全国人民代表大会常务委员会公报2016年第5期、商务部新闻发言人孙继文就「中华人民共和国外国投资法（草案征求意见稿）」公开征求意见发表谈话・中华人民共和国外国投資法（草案征求意见稿）。漆彤・李建坤「中国外国投资法草案若干问题探析」武汉国际法评论第18卷第1期2015年69頁
- (19) 劉俊海「关于统一内，外资企业立法的思考与建议」江汉论坛2014年1期78頁
- (20) 叶林「关于我国公司法修改的若干问题」新疆科学论坛 2014年第1期23～24頁
- (21) 宋晓燕「从中国外商投資法到外商投資法」上海对外经贸大学学报2019年第3期5-8頁。
- (22) 孔庆江「我国外商投資法下的外商投資保护制度」国际贸易2019年第5期82-87頁。
- (23) 李小健「外商投資法草案初审」中国人大2019年1月5日
- (24) 高 革慧「中国外商投資法の成立と外資企業への影響」国際商事法務47巻4号（2019年）500-501頁、森川伸吾「中国における三資企業法の2016年改正および外商投資企業の設立・変更に関する届出管理規則」[上] 国際商事法務Vol.44, No.10, 2016年1637頁。
- (25) 劉俊海「外商投資法的理念升华与制度创新」人民法治2019年第6期47-48頁。
- (26) 神保宏充「外商投資法の施行と中外合弁企業」国際商事法務48巻4号（2020年）564-565頁。
- (27) 徐 治文「現代会社法理論と法と経済学」（晃洋書房, 2007年）182頁。
- (28) 徐・前掲注（27）185頁。
- (29) 石锦娟「新外商投資法亮点解读」中国外汇2019年第9期57～58頁
- (30) J.C.Coffee, 1989, The Mandatory/Enabling Balance in Corporate Law: an Essay on The Judicial Role, 89 Colum. L. Rev. (1989), at 1618-1624. R. Romano, Foundation of Corporate Law, Foundation Press (1993), at 111-118.
- (31) 布井千博「中国会社法の改正」ビジネス法務2006.Vol.6No.2
- (32) 射手矢好雄「中国における会社法の改正」国際商事法務.Vol.33No.12.2006